

第44号議案

足立区リサイクルセンター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成23年6月22日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区リサイクルセンター条例の一部を改正する条例
足立区リサイクルセンター条例（平成9年足立区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（使用の承認）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 区長は、前項の承認に際し、施設の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

第6条の次に次の1条を加える。

（使用の不承認）

第6条の2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の使用を承認しないものとする。

- （1） 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2） 営利を目的とすると認められるとき。
- （3） 施設の管理上支障があると認められるとき。
- （4） 前3号のほか、区長が特に使用を不適当と認めるとき。

第9条の見出し中「取消等」を「取消し等」に改め、同条第1号中「第6条第2項」を「第6条の2」に改める。

第12条を第18条とし、第11条の次に次の6条を加える。

（指定管理者による管理）

第12条 リサイクルセンターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人そ

の他の団体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 5 条、第 6 条及び第 6 条の 2 並びに第 8 条から第 11 条まで	使用	利用
第 6 条第 1 項	区長	第 12 条第 1 項の規定によりリサイクルセンターの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）
第 6 条第 2 項、第 6 条の 2 及び 第 9 条	区長	指定管理者
第 7 条	使用料	利用料
第 8 条	使用権	利用権
第 8 条、第 10 条及び第 11 条	使用者	利用者
第 9 条	使用承認	利用承認

- 3 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。

（指定管理者の指定）

第 13 条 前条第 1 項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準によりリサイクルセンターの目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

- 3 区長は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者選定審査会）

第14条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査を適正に行うため、区長の附属機関として足立区リサイクルセンター指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に規定する選定審査に関し優れた識見を有する者たちから、区長が選定審査に必要な期間を定めて委嘱又は任命する委員6人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（指定管理者の業務の範囲）

第15条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 第3条に規定する事業
- （2） 施設の維持管理に関する業務
- （3） 前2号に掲げるもののほか、区長がリサイクルセンターの管理運営に必要と認める業務

（管理の基準）

第16条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

- 2 指定管理者及びリサイクルセンターの管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、リサイクルセンターを利用する者の個人情報が適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、リサイクルセンターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

（指定管理者の原状回復等の義務）

第17条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただ

し、区長の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 指定管理者は、施設又は設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区リサイクルセンター指定 管理者選定審査会	日額 7,000円
----------------------------	-----------

(提案理由)

リサイクルセンターにおいて指定管理者による管理を実施するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。